

公告第 361 号

健康保険法第 47 条の規定により、任意継続被保険者の 2026 年度(令和 8 年度)上限標準報酬月額が決定しましたので公告します。

記

1. 2025 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額 357,602 円
2. 2026 年度の上限標準報酬月額 360,000 円
3. 適用期間 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

2026 年 2 月 24 日

ANAグループ健康保険組合
理事長 久保田 実